

# 先着順による公有地売却要領

田 原 市  
令和3年度

平成30年度から令和3年度までに実施した公有地売却の一般競争入札において、希望者がなかった土地を購入希望者に先着順で売却します。

問 合 せ 先 総務部 財政課 管財係  
電 話 0531-23-3591 (直通)  
F A X 0531-23-0180  
ホームページ <http://www.city.tahara.aichi.jp/>



## 1 売却方法

市があらかじめ公表している価格で売却します。必要書類の全てを最初に持参し、申し込みをした方に売却する方法です。

## 2 売却物件

- (1) 物件は、物件一覧表及び物件案内のとおりです。
- (2) 物件案内は物件の概要を把握するための参考資料ですので、申込を行う前に必ずご自身において現地確認等を行ってください。現地説明会は行いません。
- (3) 物件は、現状有姿での引渡しとなります。

## 3 申し込みについて

### (1) 注意事項

- ① 購入を希望される方は、この要領を必ず熟読してください。
- ② この要領に記載のない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、田原市財務規則（昭和41年規則第1号）及び田原市公有財産管理規則（平成31年規則第6号）の定めるところにより処理します。

### (2) 申し込み資格

申し込みできる方は、日本国内に在住し、次のいずれにも該当しない方とします。

- ① 令第167条の4第1項に規定する者
- ② 過去2年間において、令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことがある者
- ③ 法第238条の3第1項の規定に該当する者（市担当者）
- ④ 市町村税を滞納している者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は当該暴力団の構成員
- ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の構成員

## 4 申し込み方法

### (1) 購入申し込み手続き

#### ① 申し込み受付時間及び場所

時間	午前8時30分から午後5時15分まで (土・日曜日、祝祭日、年末年始の受付及び郵送・FAX・Eメールなどによる受付はいたしません。)
----	---

場所	田原市役所南庁舎3階 財政課管財係へ直接持参してください。 TEL 0 5 3 1 - 2 3 - 3 5 9 1
----	--

② 必要書類

申し込み手続きに必要な書類は次のとおりです。所定の事項を記入し、提出してください。

ア 普通財産買受申請書（入札不調財産用）

イ 誓約書

ウ 市税滞納情報照会同意書（田原市在住以外の方は在住市町村税の滞納のない証明書）

エ 住民票（個人の場合のみ）

オ 法人登記簿謄本（法人の場合のみ）

③ 注意事項

買受申請書には、契約する方の氏名を記入（共有名義で契約を予定される方は連名で記入、法人にあっては法人名・代表者名を記入）してください。※申込人（申請者）と異なった契約は認められません。

5 物件の購入にあたっての条件

物件の売買契約に際しては、次の条件がありますので、あらかじめご承知おきください。

(1) 用途の制限

① 市街化区域の物件は、建築基準法に定める用途以外の用途に供することはできません。なお、建築基準法関係については建築課にご相談ください。

② 各種法令等の諸規制について、購入される方の計画に見合った利用の可否について、あらかじめ関係機関等に十分確認してください。

③ 物件を近隣住民との紛争を引き起こす原因となるような利用や用途に使用することはできません。

(2) 物件の態様

物件は現状有姿での所有権移転とし、外構工事等は購入者の負担において行っていただきます。

公簿上の面積と実測面積が異なる場合は、実測面積での売却となります。地積更正等の土地の表示に関する登記を市では行いません。

(3) 物件引渡し後の費用負担

上下水道・電気・ガス等の各戸への引き込みに必要となる費用等、物件の引渡し以後に必要な一切の費用は、購入者の負担となります。

(4) 実地調査

用途の制限に関し、禁止事項の違反の有無等を確認するために、購入者に対し

て参考となるべき資料の提出を求めたり、物件を調査させていただく場合があります。

#### (5) 契約違反の取扱い

契約時に付された条件に違反した場合は、違約金（契約金額の10%に相当する額）や損害賠償を請求する場合があります。さらに、契約を解除し、物件の買戻しを行うこともあります。

### 6 購入者の決定方法

一般競争入札時の最低入札価格を最低販売価格とし、最低販売価格以上の金額を見積もった方で、必要書類の全てを最初に持参し申し込みをした方を購入者（契約予定者）とします。

### 7 契約の締結と物件の引渡し

#### (1) 契約の締結

- ① 購入者となった方は、購入者に決定した日から30日以内に売買契約をしていただきます。なお、期限までに契約を締結されない場合は、申し込みは無効となります。
- ② 売買契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、購入者の負担となります。

#### (2) 契約保証金及び売買代金の納付

- ① 契約締結と同時に契約保証金として売買代金の100分の10以上の金額を納付していただきます。（売買代金を一括して納付する場合は契約保証金を免除します。）
- ② 契約保証金は、売買代金の一部に充当することとします。
- ③ 契約締結の日から30日以内に残金を全額納付していただきます。
- ④ 期限内に売買代金を納付しない場合、契約保証金は市に帰属するものとし、返還しませんのでご注意ください。

#### (3) 所有権の移転及び物件の引渡し

売買代金を全額納付されたときに所有権が移転するものとします。また、現地にて土地の引渡しを行います。

#### (4) 所有権移転登記

- ① 購入者の請求により市が所有権移転登記の嘱託手続きを行います。
- ② 所有権移転登記に必要となる登録免許税は、購入者の負担となります。

### 8 その他

この要領についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

田原市役所 総務部 財政課 管財係  
TEL 0531-23-3591(直通)

## 先着順による売却物件一覧表

物件 番号	所在地	登記 地目	面積		単価(円)		用途地域	最低販売価格 (最低入札価格) (円)	備考
			m <sup>2</sup>	坪(約)	単価/m <sup>2</sup>	単価/坪 (約)			
30-1	田原町東大浜68-19	宅地	32.92	10.0	57,716	190,462	第一種 住居地域	190万円	
2-2	田原町晩田39-6, 40-20	宅地	341.51	103.4	33,967	112,090	第一種低層 住居専用地 域	1,160万円	
2-3	吉胡町木綿台136	宅地	637.95	193.3	20,221	66,729	第一種住居 地域	1,290万円	擁壁あり
2-4	古田町寺ノ前22-7	宅地	554.08	167.9	12,634	41,691	第一種住居 地域	700万円	進入路幅2m 未満
2-5	小中山町新田一本 松下130-3, 130- 4, 132-3	宅地	260.27	78.9	10,374	34,234	市街化 調整区域	270万円	水道加入権あ り
2-6	高木町尋畑76	宅地	3,080.30	933.4	9,869	32,568	市街化 調整区域	3,040万円	
3-1	田原町大沢3-526	宅地	246.46	74.7	64,600	213,180	第一種低層 住居専用地 域(高さ制 限10m)	1,590万円	擁壁あり
3-2	田原町本町45-18	宅地	143.35	43.4	80,300	264,990	第二種中高 層住居専用 地域	1,150万円	